



## 年金受給者の皆様へ

### 「年金振込通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年6回偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に、それぞれの前2ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年6月に送付しています。

この通知書は、向こう1年間の年金支払額をお知らせするものです。  
(郵便局の窓口で年金送金通知書により現金で年金を受け取っている方は、年6回支払月ごとに年金送金通知書が送付されます)

## 国民年金は3つの年金であなたをサポートします

平成27年度年金額

### 老齢基礎年金・・・780,100円(満額)

- 20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた機関や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

### 障害基礎年金・・・975,100円(1級) 780,100円(2級)

- 国民年金加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

### 遺族基礎年金・・・1,004,600円(子供が1人いる配偶者の場合)

(基本額：780,100円+子1人の加算額：224,500円、  
3人目以降の子の加算額は1人あたり74,800円です。)

- 国民年金加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。＊子が1級又は2級の障害状態にありかつ婚姻していない場合は20歳まで

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。